

## 資料編

### 【資料編】

1	小平市みどりの基本計画 2010 策定経過.....	P.83
2	小平市緑の基本計画検討委員会設置要綱.....	P.84
3	小平市緑の基本計画検討委員会名簿.....	P.85
4	小平市緑の基本計画改定庁内会議設置要綱.....	P.86
5	小平市緑の基本計画改定庁内会議名簿.....	P.87
6	水と緑のまちづくりの施策の概要.....	P.88
7	用語の解説.....	P.97
8	よくわかる 小平市みどりの基本計画 2010.....	P.107



## 資料1 小平市みどりの基本計画 2010 策定経過

年月日	内 容
平成 20 年 7 月 9 日	小平市緑の基本計画改定の基本方針の公表
平成 20 年 7 月 31 日	第 1 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 20 年 9 月 25 日	第 2 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 20 年 11 月 21 日	みどりのまちづくりアンケート調査の開始
平成 20 年 12 月 2 日	みどりの基本計画地区懇談会（小川駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 9 日	みどりの基本計画地区懇談会（東大和市駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 11 日	みどりの基本計画地区懇談会（新小平駅・青梅街道駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 12 日	みどりの基本計画地区懇談会（鷹の台駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 15 日	みどりの基本計画地区懇談会（小平駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 18 日	みどりの基本計画地区懇談会（花小金井駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 19 日	みどりの基本計画地区懇談会（一橋学園駅周辺地区）
平成 20 年 12 月 10 日	第 3 回小平市緑の基本計画改定庁内会議（意見聴取）
平成 21 年 1 月 14 日	みどりのまちづくりアンケート調査の終了
平成 21 年 1 月 14 日	第 4 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 1 月 30 日	第 5 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 3 月 17 日	第 6 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 3 月 24 日	第 7 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 3 月 31 日	「小平市みどりの基本計画《改定に向けての素案》」完成
平成 21 年 4 月 13 日	第 8 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 5 月 28 日	第 1 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 21 年 7 月 6 日	「小平市みどりの基本計画《改定に向けての素案》」の意見募集開始
平成 21 年 7 月 23 日	第 2 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 21 年 8 月 5 日	「小平市みどりの基本計画《改定に向けての素案》」の意見募集終了
平成 21 年 9 月 18 日	第 3 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 21 年 10 月 19 日	第 4 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 21 年 11 月 6 日	第 9 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 12 月 15 日	第 10 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 21 年 12 月 17 日	第 5 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 22 年 2 月 5 日	第 6 回小平市緑の基本計画検討委員会
平成 22 年 2 月 8 日	第 11 回小平市緑の基本計画改定庁内会議
平成 22 年 3 月 31 日	「小平市みどりの基本計画 2010」完成
平成 22 年 4 月（予定）	「小平市みどりの基本計画 2010」公表

## 資料2 小平市緑の基本計画検討委員会設置要綱

平成21年2月1日制定

(設置)

第1条 小平市緑の基本計画(平成12年3月策定。以下「緑の基本計画」という。)の改定に当たり、緑の基本計画の改定について検討を行うため、小平市緑の基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、緑の基本計画の改定に関する事項を検討する。

(構成)

第3条 委員会は、識見を有する者及び市民のうち市長が依頼する委員10人以内をもって構成する。

2 委員のうち5人以内は、公募により選任する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手續、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から平成22年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部水と緑と公園課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

### 資料3 小平市緑の基本計画検討委員会名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	金 子 忠 一	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
副委員長	山 田 眞 久	小平市緑化推進委員会副委員長
委 員	鈴 木 忠 司	小平市グリーンロード推進協議会副会長
委 員	竹 内 博 行	東京むさし農業協同組合理事
委 員	原 田 美 知 子	小平市立小平第二小学校長
委 員	荒 木 理 恵 子	市民公募
委 員	菊 地 ゆ み	市民公募
委 員	野 口 俊 美	市民公募
委 員	前 田 三 郎	市民公募
委 員	和 智 儀 治	市民公募

## 資料4 小平市緑の基本計画改定庁内会議設置要綱

平成20年7月9日制定

(設置)

第1条 小平市緑の基本計画改定の基本方針に基づき、小平市緑の基本計画(以下「緑の基本計画」という。)の改定について協議を行うために、小平市緑の基本計画改定庁内会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 小平市が策定する緑の基本計画の改定に関すること。
- (2) その他緑の基本計画改定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 庁内会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は緑の基本計画改定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内会議に委員長及び副委員長を置き、委員長は都市建設部長、副委員長は都市建設部水と緑と公園課長をもって充てる。

- 2 委員長は、庁内会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 庁内会議は、委員長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要に応じて庁内会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 庁内会議の庶務は、都市建設部水と緑と公園課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内会議の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成20年7月9日から施行する。

別表省略(第3条関係)

資料5 小平市緑の基本計画改定庁内会議名簿

役 職	所 属 ・ 氏 名	
委 員 長	都市建設部長	栗 原 米 司
副委員長	都市建設部水と緑と公園課長	野 田 悟
委 員	市民生活部産業振興課長	竹 内 誠 一 郎
委 員	環境部環境保全課長	大 沼 卓 郎
委 員	都市開発部まちづくり課長	清 水 幸 世
委 員	都市建設部みちづくり課長	加 藤 一 仁
委 員	教育部教育庶務課長	阿 部 和 生

## 資料6 水と緑のまちづくりの施策の概要

### 1 みどりを切れ目なくつなぐ

#### (1) つながるみどりを守る

施策の内容	重点 施策
<p><b>小平グリーンロードのみどりの保全</b> 小平市と市民が協働で保全育成活動を行っている小平グリーンロードのみどりは、管理者である東京都と密接に連携しながら保全と維持を図ります。特に玉川上水は、東京都が作成した史跡玉川上水整備活用計画に基づく連携を重視します。</p>	
<p><b>みどりの骨格沿いの樹林地の保全</b> 小平グリーンロードと一体となる重要な樹林地は、特別緑地保全地区や歴史環境保全地域の指定等による保全について、東京都と調整を行います。 その他の樹林地は、保存樹林制度、市民緑地制度の適用等複合的な施策展開を検討し、保全を図ります。</p>	1-2
<p><b>用水路の保全</b> 身近な環境資源として重要な役割を担う用水路は、良好な環境を維持するように継続して保全を図ります。</p>	

#### (2) つながるみどりを創る

施策の内容	重点 施策
<p><b>新しいみどりの骨格の創出</b> あかしあ通り、府中街道のみどりの南北軸に位置づけ、重点的に道路緑化、沿道緑化を行います。</p>	1-1
<p><b>小平ふるさと公園づくり</b> ネットワークに近い公園は、雑木林、野草や用水路といった小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。</p>	1-3
<p><b>用水路の流水の復活と再生</b> 流水の復活を進めるとともに、水辺を整備して身近な環境資源として再生します。</p>	1-4
<p><b>みどりの発信拠点の整備</b> 拠点性の高い小平ふるさと村、中央公園の情報発信機能を強化します。さらに、東大和市駅付近（都立薬用植物園～じょうすいこぼし）では、玉川上水方面への周遊性を強化して、およそ140年前に掘られた胎内堀の歴史的遺構を活用したシンボル性の高い整備と、拠点施設としてのこもれびの湯のネットワークとの連携強化を行います。</p>	

#### 表の説明

施策の内容	重点 施策
<p>施策の名称 施策概要 1</p>	2

- 1 「施策概要」は、「第6章 水と緑のまちづくりの施策」に示した方針別の施策の内容について、概要を説明しています。
- 2 「重点施策」は、重点的に取り組む施策です。番号は「第7章 重点施策」の施策番号と対応しています。
- 注 施策の順番は、優先順位や重要度の順位を表すものではありません。



### (3) つながるように育てる

施策の内容	重点 施策
<p>道路緑化の推進</p> <p>みどりのネットワーク軸に位置づけた路線を中心として、道路の緑化と沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の樹種や管理方法の充実を図り、質の高い緑を育てます。</p>	1-1
<p>風致地区の沿道部緑化</p> <p>風致地区での建築等に当たっては、東京都が行っている行為規制や風致地区緑化基準による指導の継続を要請します。</p>	
<p>公共施設緑化の推進</p> <p>みどりのネットワークに近い公共施設は、沿道の緑化を行うとともに、施設全体のみどりのボリュームアップを図ります。</p>	1-5
<p>みどりの学校づくり</p> <p>小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した緑化を推進します。</p>	3-4
<p>みどりの発信拠点の活用</p> <p>みどりの発信拠点では、みどりとのふれあいやにぎわいを演出するイベント等を開催し、みどりの魅力や機能を強化します。</p>	
<p>オープンガーデンの運営支援</p> <p>みどりのネットワーク沿いでは、オープンガーデンの新規開設支援として園芸資機材の斡旋や提供等を検討します。</p>	1-6

## 2 みどりを次代へ引き継ぐ

### (1) 樹木・樹林を大切にす

施策の内容	重点 施策
<p>特別緑地保全地区等の指定</p> <p>特に重要な樹林地等は「都市緑地法」や「東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）」に基づき、保全を図ります。</p>	1-2 2-1
<p>管理協定制度の適用検討</p> <p>特別緑地保全地区に指定した樹林地は、所有者と都市緑地法に基づく管理協定を締結して所有者の管理負担の軽減を検討します。</p>	
<p>市民緑地制度の適用検討</p> <p>300 m<sup>2</sup>以上のまとまった樹林地は都市緑地法に基づく市民緑地として保全し、市民に広く公開することを検討します。</p>	1-2 2-2
<p>保存樹林・保存竹林制度の継続運用と制度改善</p> <p>樹林地、竹林は市制度に基づき保全を図るとともに、適用要件、保全活動支援策等を検討します。</p>	2-3
<p>保存樹木制度の継続運用と制度改善</p> <p>大木等は市制度に基づき保全を図るとともに、保全活動支援策等を検討します。</p>	2-3
<p>開発施策にともなう樹木の保全</p> <p>開発施策に当たっては、既存樹木の保全を図った開発とするよう指導を行います。</p>	
<p>小平の名木の選定と育成</p> <p>大木、古木、由緒のある木等を大切に守り育て後世へと伝えていくために、名木として選定し、育成を図ります。</p>	2-6
<p>保存生垣制度の継続運用と制度改善</p> <p>良好な生垣は市制度に基づき保全を図るとともに、広く適用するために適用要件の緩和や、保全活動支援策等を検討します。</p>	2-3

施策の内容	重点 施策
屋敷林の保全手法の検討 小平らしさの源泉のひとつである屋敷林の保全方策について、東京都と連携を図りながら検討します。	2-4
寺社境内地のみどりの保全 古くから地域のみどりの核となっている寺社境内地のみどりは、東京都と連携を図りながら保全方策を検討します。	
緑地の公有地化の推進 特に重要な樹林地は永続的な緑地となるように、東京都と連携を図りながら公有地化を推進します。	
保全樹林への相続税優遇措置等の要望 東京都市長会等を通じて、国及び東京都へ相続税優遇措置や助成措置の要望を行います。	

## (2) 農地を大切にす

施策の内容	重点 施策
地産地消の支援と普及 農業への理解を深め、都市農業が産業としての農業を維持していくための方策として、直売の充実や学校給食への地場産農産物の利用を促進していきます。	
観光農園の利用促進支援 観光農業協会と連携して、農業を身近に感じることのできる多様な直売形態の推進を支援します。	
体験農園の支援 多様な農業体験により農業に親しみ、大地の恵みを実感しつつ自然への理解を深めることができる体験農園の支援を継続します。	
学童農園の推進 子どもたちが農業とふれあい、身近な環境教育の場となる学童農園の推進を継続します。	
市民菜園、福祉農園（いきがい菜園）の運営 市民の農地に親しむレクリエーションニーズに応える市民菜園、福祉農園の運営を継続します。	
菜の花栽培など市民による農業の支援 低利用農地を活用することで、菜の花やヒマワリを栽培し小平産の油を作るなど市民プロジェクトを継続して支援します。	
災害時の農家との協力体制の構築 災害時には、農地を一時（いつとき）緊急的に避難できる場所として利用できる協力体制とともに、生鮮食料品の調達体制を維持します。	
生産緑地の斡旋または買い取り 生産緑地の買い取り申出の際、公園や公共緑地等の公共用地に適する場合には、必要に応じて検討のうえ買い取りを行います。買い取りを行わない場合は、農業委員会等の協力を得て他農業者への斡旋に努めます。	
農業公園の検討 小平市の農業を理解し、市民と農家とのふれあいや交流の場となる農業公園の構想を検討します。	
郷土景観保全施策の検討 農地、屋敷林等からなる新田開発に由来する貴重な景観を、後世へと伝えていく保全制度を検討します。	2-5

### (3) 用水路を大切にす

施策の内容	重点 施策
用水路の流水の復活と再生（再掲） 流水の復活を進めるとともに、水辺を整備して身近な環境資源として再生します。	1-4
用水路の水量の確保 今後とも東京都に水量の確保を要請して、水辺のうるおいを守ります。	
用水路の親水緑道整備の推進 幅員に余裕のある用水路は、可能なところから親水緑道の整備を進めます。	1-4
用水路沿いの公園の親水整備の推進 用水路に隣接した公園は、水を活用した親水整備を進めます。	1-4
用水路を活用した水辺空間の整備 用水路沿いの樹林地等は、親水性と緑地機能が調和した整備を進めます。	1-4
用水路の沼さらいの支援 自治会や農協支部等が毎年5月に行っている用水路の沼さらいは、資材の提供や貸与等の支援を継続します。	

## 3 どこからでもみどりが見える

### (1) 見えるみどりを増やす

#### 公共施設の緑化

施策の内容	重点 施策
道路の緑化推進 市道を中心に街路樹や植樹帯の整備、ネットやメッシュフェンスにツル植物をはわせる緑化等、多彩な方法を用いて良質な緑化を推進します。	
花とみどりの公共施設づくり 小平市が管理する公共施設は、沿道部の生垣化、敷地内の植栽地化、花壇の整備等を市民との協働で進めます。	3-3
屋上緑化等の推進 小平市が新設・改築する公共施設は、屋上やベランダの緑化を推進します。可能な場合は既存施設でも行うことを検討します。	
壁面緑化の推進 既設施設の緑化手法として、緑のカーテンをはじめとした壁面緑化を行います。可能な施設では、恒久的な緑化施設整備の検討を行います。	
みどりの学校づくり（再掲） 小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した緑化を推進します。	3-4
雨水の利用の促進 小平市が新設・改築する公共施設は、雨水をトイレ洗浄水や洗車水、散水等に利用する施設整備をできるところから行います。また、防災用水としての備蓄を検討します。	
国・都施設への沿道部緑化の要請 国や東京都の施設に対して沿道部緑化の要請を行うとともに、隣接した市道等の緑化を推進することで、みどり豊かな道路空間づくりを行います。	

民有地の緑化

施策の内容	重点 施策
身近なビオトープづくり 小平市の全域が動植物と優しく共生するビオトープとなるように、市民の身近なビオトープづくりを支援します。	3-1
家庭の壁面緑化の支援 省エネに熱心な家庭を対象に、緑のカーテンの資材配布を行います。	
家庭の雨水浸透施設の設置支援 地下水の涵養に貢献する雨水浸透ますの設置について、一定額の補助を行う制度を継続します。	
民間施設の壁面緑化の支援 建築物または構造物の道路に面する壁面を対象に、道路と一体となる豊かなみどりの壁が形成できるように、計画づくりの支援の検討を行います。	
商店街の緑化の支援 魅力ある楽しいショッピングロードづくりのために、商店街と協力しながら、花壇や樹木の植栽、ポケットパークづくり等の支援の検討を行います。	
大規模施設の沿道部緑化の支援 道路沿いに長く接する敷地を持つ施設は、道路と一体となる豊かなみどりの帯が形成できるように、計画づくりの支援の検討を行います。	
生垣造成補助制度の継続運用と制度改善 身近なみどりを増やし、地震発生時には倒壊の恐れのあるブロック塀等から生垣への転換を促進するため制度を継続して運用するとともに、補助対象要件の緩和を検討します。	
緑地協定制度等によるみどりの確保 緑地協定を開発者と締結し、公園・緑地の確保、樹木の保存、生垣化等の緑化を推進します。	
地区計画制度等を活用したみどりのまちづくりの推進 地区計画制度を活用し生垣等による緑化を推進します。	

(2) ふれあえるみどりを増やす

施策の内容	重点 施策
公園いきいきリニューアル 既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、市民協働により身近な公園のリニューアルを行います。	3-2
市民協働の公園づくり 新設整備及びリニューアル整備においては、ワークショップ等を開催して広く市民の意見を取り入れた魅力ある公園づくりを行います。	
都市計画公園の整備促進 地区の核となる公園の用地取得等の検討をすすめ、都市計画公園の整備を促進します。	3-5
街区公園の整備 低未利用地や生産緑地を活用した街区公園の整備を検討します。	
近隣公園・地区公園の整備 公共施設、企業厚生施設等が利用休止した場合に、近隣公園等としての利用転換を検討します。	
開発施策にともなう公園・緑地の確保 市条例に基づき、適正な公園・緑地の確保を行います。	

施策の内容	重点 施策
駅前広場・ポケットパーク等の整備 市街地再開発事業等の際に、身近な憩いと安らぎの場となる駅前広場やポケットパーク等を整備します。	
借地による公園の確保 まとまった遊休地等が発生した場合は、借地公園としての整備を検討します。また、既存公園に隣接して利用可能な土地がある場合は、借地として公園面積の拡大を検討します。	
公営住宅等の建替えにともなう公園等の確保 公営住宅等の建替えにあたっては、公園等が適切に確保されるよう関係機関に要請します。	
学校の地域開放の継続 子どもの遊び場やスポーツ団体向けに解放している学校は、市民が身近にみどりとふれあえる場所として、引き続き地域に広く開放します。	
みどりの多い事業所や大学の開放要請 庭園や雑木林を持つ事業所や大学に対して、緑地部分の地域開放を要請します。	
都立小金井公園の整備促進要請 未供用区域の整備について、東京都に要請します。	
国や東京都施設等の緑地部分の開放要請 国や東京都施設等について、緑地部分の地域開放を要請します。	

## 4 質の高いみどりを育てる

### (1) みどりを良くする

施策の内容	重点 施策
市民による森のカルテづくり 雑木林の環境と動植物の資源性を把握し、より良い姿の実現に向けての森のカルテづくりを進めます。	4-1
雑木林のクオリティアップ 雑木林をよりよい姿へと再生するために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。	4-2
みどりのクオリティアップ 小平市が管理する公園、用水路、道路、公共施設等のみどりの質を高く維持していくために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。	4-3
小平ホタルの育成と普及 ホタルを鑑賞する催しである「ホタルの夕べ」は、引き続き市民団体とともに開催します。また、小平産のホタルが市内の用水路で自然に繁殖することを目指した検討を進めます。	
野鳥の来るまちづくりの支援 小平グリーンロード周辺樹林や公園に、巣箱をかける活動の支援を継続します。	

## (2) みどりと親しむ

施策の内容	重点 施策
市民協働の公園づくり（再掲） 新設整備及びリニューアル整備においては、ワークショップ等を開催して広く市民の意見を取り入れた魅力ある公園づくりを行います。	
身近なビオトープづくり（再掲） 小平市全体が動植物と優しく共生するビオトープとなるように、市民の身近なビオトープづくりを支援します。	3-1
森のビオトープづくり 雑木林や公園・公共施設の一角に、石積み、切り株、落ち葉プール等の小動物の生息空間となる施設を設置します。	3-1
みどりのリサイクル 公園、公共施設、雑木林等から発生する剪定枝葉を、チップ、堆肥、炭等によりサイクルして緑地等に還元します。	4-4
不要樹木の斡旋 転居や建替え時にやむを得ず処分される樹木は、必要な市民に斡旋するなど、身近な樹木を再利用する制度を検討します。	
公共樹木の再利用 公共施設の改築等の際に不要となる樹木は、他の施設の緑化に用いて有効に活用します。	

## 5 みどりを市民が支える

### (1) みどり仲間を増やす

施策の内容	重点 施策
市民連絡協議会等の設立支援 小平市のみどりの総合的な活動基盤であり情報センターとなる、市民、事業者、大学等学校関係者、行政等から構成される協議会等の設立支援を行います。	5-1
みどり債の発行の検討 市民が主体的に緑地保全に取り組めるように、みどりの公募債の発行を検討します。	
緑化基金の充実と活用 市民の主体的な緑化推進活動を支援するために、緑化基金の充実に努めるとともに、さらに有効な活用方策について検討していきます。	
緑の募金の普及と活用 緑の募金（国土緑化推進）の普及に努めるとともに、交付金の活用について、さらに有効な活用方策について検討していきます。	

## (2) みどりを広げる

施策の内容	重点 施策
<p>みどりのアダプトシステムの導入 公園、樹林地、公共施設等の小平市が管理するみどりの空間を対象に、市民が維持管理や管理運営できる協定制度を検討します。</p>	5-2
<p>活動団体の育成支援 小平市内のみどりのまちづくり活動団体の育成支援を継続します。</p>	
<p>みどりづくり市民提案システムの導入 市が管理するみどりの空間を対象に、寄付者名を表示した樹木や施設の設置、市民提案を検討のうえ植栽整備や施設整備を行う制度について検討を行います。</p>	5-3
<p>市民協働の公園づくり（再掲） 新設整備及びリニューアル整備においては、ワークショップ等を開催して広く市民の意見を取り入れた魅力ある公園づくりを行います。</p>	
<p>市民主催イベントの支援 グリーンフェスティバル、ホテルの夕べ、ガーデニングコンテスト等、みどりのまちづくりに関わる市民団体が自発的に活動できるように、花苗や苗木の提供、会場や資機材の提供、貸与、斡旋等の市民活動支援を行います。</p>	
<p>用水路の沼さらいの支援（再掲） 自治会や農協支部等が毎年5月に行っている用水路の沼さらいは、資材の提供や貸与等の支援を継続します。</p>	
<p>野鳥の来るまちづくりの支援（再掲） 小平グリーンロード周辺樹林や公園に、巣箱をかける活動の支援を継続します。</p>	
<p>みどりのリーダー育成支援 地域のみどりのリーダー育成のために、講習会等を開催して修了者を登録し、活動の場を斡旋する等の制度を検討します。</p>	
<p>自然観察案内人制度の導入 自然とのふれあいや親しみ方、楽しみ方をナビゲート（道案内）できる人材の登録システムを検討します。</p>	
<p>東京グリーンシップ・アクション（東京都事業）の支援 都民、NPO、企業、行政等が連携した自然環境保全活動・社会貢献活動支援として、小平市施設の会場提供等を行います。</p>	
<p>企業の社会貢献活動等との連携 企業が社会貢献活動として実施する校庭の芝生管理指導や学校ビオトープの補修等について、引き続き連携を図ります。</p>	
<p>大学・研究機関等との連携 市内にある大学や研究機関等の作品や研究成果の発表の場として、市民との交流ができる公園等の利用について、引き続き支援を行います。</p>	

### (3) みどりをよく知る

施策の内容	重点 施策
<p>みどりのまちづくり相談システムの導入 庭木や生垣のこと、花の育て方、自然の動植物のこと等、市民の相談に常時対応できる相談員制度の導入を検討します。</p>	5-4
<p>市民によるみどりの調査 小平の動植物をはじめとしたみどりの資源性について、多くの市民の参加を得て定期的に調査を行い、結果を広く発表します。</p>	
<p>みどりのまちづくり制度のPR 保存樹木制度、保存樹林・保存竹林制度、保存生垣制度、生垣造成補助制度等の各種みどりのまちづくり制度に関する冊子作成、市報やホームページ掲載等を行い、積極的なPRを行います。</p>	
<p>オープンガーデンのPRの展開 マップ作成、市報やホームページ掲載等、オープンガーデンの積極的なPRを行います。</p>	
<p>マップの作成やイベントの開催 みどりの見所や観光スポットを紹介するマップ作成、市報やホームページ掲載、各種イベントの開催等を行い、積極的な広報や普及啓発活動を行います。</p>	
<p>みどりの顕彰制度の導入 小平のみどりのまちづくりに貢献のあった人や団体に対して、顕彰できる制度の導入を検討します。</p>	
<p>多摩六都の相互協力による調査研究等 近隣市と連携し、みどりに関わる調査研究や緑化事業の実施について、継続して相互協力を行います。</p>	



## 資料7 用語の解説

### あ 行

#### アダプトシステム

「アダプト」とは「養子」のこと。道路や公園など公共施設の一部を養子とみなして、地域の住民や団体などが里親となって保守・管理などを行う、公共施設を対象とした里親制度。

#### 運動公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の運動の用に供することを目的とした公園。都市規模に応じて1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。総合公園とともに都市基幹公園に区分される。

#### 営造物公園

都市公園のように、国または地方公共団体が、ある一定区画内の土地の権原を取得し、必要な施設を整備する公園。土地の所有に関わらず地域指定をして、行為規制等により保護を図る地域制公園(自然公園)と対比される。

#### エコロジカルネットワーク

分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする考え方。

#### NPO

民間非営利団体(Non Profit Organization)。環境や福祉などの社会的活動を継続的、自発的に行う、営利を目的としない団体。

#### 沿道緑化

道路に沿う敷地の境界部分に生垣や花壇などを整備することで、みどりあふれる快適で美しいまちなみをつくる。沿道緑化の機能には、景観向上機能、生活環境保全機能、緑陰形成機能、交通安全機能、自然環境保全機能、防災機能がある。大震災時に安全な避難路を確保するとともに、延焼遮断帯となる防災機能が重視されている。

#### オープンガーデン

個人の庭を一般の人に公開して、庭や植物を楽しむ市民活動として広まっている。広くは建築物等民間施設に付属して公開されている庭園等も含む。

#### オープンスペース

公園、広場、河川、湖沼、山林、農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

#### 屋上緑化

建物の屋上を利用して緑化空間を創出する方法。太陽熱の遮断と植物の蒸発散にともなう潜熱の移動(蒸発潜熱)等により、建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象の緩和等の効果がある。

### か 行

#### 街区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として街区(道路のよって区画された一団の宅地等)に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり面積0.25haを標準として、街区に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

#### 風の道

ヒートアイランド現象の緩和を目的に市街地の温度上昇の緩和や大気の浄化のため、新鮮で冷たい空気を市街地へ送り込むための進入経路。

#### 環境学習

市民一人ひとりが環境に配慮した生活・行動をするとともに、社会経済構造そのものを環境にやさしいものへと変えていくために、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深めるための学習。

#### 環境軸

東京都が平成19年(2007年)6月に策定した「みどりの新戦略ガイドライン」で示された概念。みどりのネットワークのうち主要な軸を「環境軸」として整備してネットワークの効果を高めていこうとするもの。環境軸の形成は、骨格となる主たる都市施設(道路・河川・公園等)の整備等を契機として、都市施設の整備及び周辺のまちづくりを一体として捉え、みどりの広がりや厚みを持った良好な空間の形成を誘導する。

#### 間伐

樹木の発育を助けるため、樹林内の樹木の一部を伐採して立木密度を疎にする樹林の管理手法。

#### 極相林

植生遷移の終局段階に見られる永続的に、種構成や構造の安定した植生の状態。

### きんりんこうえん 近隣公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として近隣（人口1万人程度）に居住する住民の利用に供することを目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として、近隣に居住する住民が容易に利用できるように配置する。住区基幹公園の一区分。

### きんりんじゅうく 近隣住区

都市公園を計画的に整備していくための基本的な考え方。1km×1km（100ha）の区域に人口1万人（人口密度100人/ha）の低層低密度な市街地を標準としている。

### くいきくぶん 区域区分

都市計画法では、無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けている。この市街化区域と市街化調整区域との区分を「区域区分」という。

### くーるすぽっと クールスポット

ヒートアイランド現象が進む都市内において、公園や水辺、樹木の木陰などの地表面温度が比較的低い空間。

### けいかんきほんじく 景観基本軸

東京都景観条例に基づき指定された地域（軸）で、東京の景観構造の主要な骨格となり、都市の輪郭を明瞭にして都市構造を認識しやすくする地域として、11の景観基本軸が指定され、このうち6軸について一定規模以上の建築物の建築等に対する届出制度による景観誘導を行っている。小平市では、玉川上水の中心から両側100mが玉川上水景観基本軸に指定されており、玉川上水や河川沿いの水と緑を带状に連続させ、親水空間の拡張を図るとともに、周辺の歴史的・文化的遺産を生かした街並み整備を合わせて実施し、季節感や潤い、玉川上水の歴史が感じられる景観形成を図ることを目的とした景観誘導が行われている。

### けいかんけいかく 景観計画

平成17年に制定された景観法に定められたもので、景観計画区域に指定すると、区域内の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、必要な場合に建築物等の形態、色彩、意匠などに関する変更命令を出すことができる。

### けいかんけいせいとくべつちく 景観形成特別地区

東京都景観計画に基づき文化財や歴史的施設などの点的な景観要素を持つ地域、他とは性格の異なる景観や観光資源を持つ一定の広がりのある地域などを指定し、景観形成の方針や基準を設け、一定規模以上の建築物等に対する景観誘導や屋外広告物の表示についての規制を行うことを検討する地区。

### げんせいりん 原生林

自然に成立した自然林のうち、人為的影響をまったく受けず、重大な災害の痕跡もなく、極相状態を示す森林。原始林ともいう。わが国では大変少なく、自然環境保全地域や天然記念物として保護されているものが多い。

### こういきこうえん 広域公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として一の市町村の区域を越える広域レクリエーションの需要の充足を目的とする公園。1箇所当たり面積50haを標準として配置する。小平市には都立小金井公園がある。

### こういきぼうさいきょてん 広域防災拠点

都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対し、国及び地方公共団体が協力して応急復旧活動を行うとともに、平常時には人々が憩う魅力的な都市空間として有効に活用される防災活動の拠点。首都圏では立川に立川広域防災基地があり、陸上自衛隊駐屯地、東京都（警視庁、消防庁）等と連携し、国営昭和記念公園（180ha）に隣接して一体的に機能するものとして整備されている。

### こうかいこうち 公開空地

建築基準法の総合設計制度に基づき民有地内に確保された、一般の人が自由に出入りできる通路や広場などの空間。敷地面積500㎡以上の建築物を対象に、空地を設けるなど市街地の環境改善に資すると判断された場合、容積率等の都市計画制限を緩和することで空地を創出する。

### こがねい さくら 小金井（サクラ）

元文2年（1737年）に、武蔵野新田世話役であった川崎平右衛門定孝が幕命により植えたもので、小金井橋を中心に玉川上水の両岸、およそ6kmにわたり、2千余本が植えられていた。その桜並木は、江戸時代から関東随一の桜の名所として知られていたといわれる。大正13年（1924年）に小川水衛所跡から境橋（武蔵野市）までが国名勝に指定された。海岸寺境内には、その由来を伝える「小金井桜碑」がある。

### こだいらしかんきょうきほんけいかく 小平市環境基本計画

小平市が平成14年（2002年）6月に、小平市環境基本条例に基づいて策定した計画。環境に配慮した施策を展開するうえでの基本的な計画としての役割を担っており、「循環」「調和」「協働」を新たな21世紀の環境の目標とし、めざす環境像である「3つの環境の“わ”を大切に、みんなが気持ちよく暮らせるまち こだいら」の実現に向け、12の基本的施策と2つの重点プロジェクトを掲げている。

#### こだいらしだいさんじちようきそうごうけいかく 小平市第三次長期総合計画

小平市が平成 18 年(2006 年)3 月に、地方自治法に基づいて策定した計画。平成 18 年度(2006 年度)から 15 年間の「基本構想」(こだいら 21 世紀構想)と、10 年間の「前期基本計画」からなる。小平の歩むべき将来都市像を「躍動をかたちに 進化するまち こだいら」と定め、「地域力」と「民活力」と「行政力」の 3 つの力により、緑と住みやすさを大切に、さらに自立し活力あるまちを実現するための、行政運営の基本方向が示されている。

#### こだいらしとしけいかくますたーぶらん 小平市都市計画マスタープラン

小平市が平成 19 年(2007 年)3 月に、都市計画法に基づいて策定した計画。小平市全体のまちづくりの基本的方針、個々の地域の特性を活かしたまちづくりの指針と、都市施設の整備方針などの考え方が示されている。まちづくりの理念として『みんなが「いい表情(かお)を持つ」こと』、『この地が「いい郷(さと)であり続ける」こと』、『そして「いい明日(あした)を予感させる」こと』の 3 つを掲げ、小平市第三次長期総合計画に示された将来都市像の実現と、住宅都市“こだいら”のより一層の住みやすさの追求を図るための計画。

#### こだいらしだいにじとしのうぎようきほんこうそう 小平市第二次都市農業基本構想

小平市が平成 19 年(2007 年)3 月に策定した農業振興のために、食料・農業・農村基本法の趣旨を踏まえて策定した計画。「市民と共につくる農のある快適なまち こだいら」を小平市の農業の将来像として、農業生産と経営の支援、ふれあい農業の推進、農のあるまちづくりの推進等の 6 つの基本方針に基づく施策が示されている。

## さ 行

#### しがいかくいき 市街化区域

都市計画法に基づき都道府県が定める区域。すでに市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。一方、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域であり、開発や建築行為が制限されている。区域区分を定め、まず、市街化区域の中で、道路や公園、下水道等の公共施設の整備を優先的かつ計画的に進めていくことで、快適で住みよいまちがつけられる仕組みとなっている。小平市は全域が市街化区域である。

#### しがいかくいきないうち 市街化区域内農地

市街化区域に分布する農地で、生産緑地地区指定の対象になる農地のことを指す。略して「市街化農地」ともいう。

#### しせつりよくち 施設緑地

一定の区域内の土地の権原を取得し、目的に応じて必要な施設を整備して一般に公開する緑地。都市公園、公共施設緑地(児童遊園、運動場やグラウンド、公立学校の植栽地、下水処理施設等の附属緑地、道路環境施設帯等)、民間施設緑地(公開されている私立学校、企業グラウンド、民間の動植物園等)に分けられる。

#### しぜんしょくせい 自然植生

自然に成立し、その後も人為の影響を受けていない植生、森林状態のものを自然林、草原状態のものを自然草原あるいは自然草地と呼ぶ。

#### しぜんりん 自然林

自然に成立した森林のうち、人為の影響をほとんど受けず、極相林またはそれに近い状態となっている森林。

#### していかんりしゃせいで 指定管理者制度

公の施設の管理運営について、民間企業、NPO 法人、地域住民等で構成する団体等が参加することを可能とした制度で、平成 15 年(2003 年)の地方自治法の改正により創設された。民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用して、市民サービスの向上や行政コストの削減を図ることを目的としており、現在では、地方自治体が直接管理する施設以外は、全て指定管理者が管理運営を行っている。対象となる施設には、レクリエーション・スポーツ施設(野球場、体育館等)、産業振興施設(産業交流センター、農産物直売所等)、基盤施設(駐車場、公園、公営住宅等)、文化施設(市民会館、図書館等)、社会福祉施設(病院、児童館等)等がある。

#### しみんりよくちせいで 市民緑地制度

都市緑地法に基づき、良好な樹林地等を対象に、土地所有者の理解と協力を得て市町村が契約を結んで市民に公開し、憩いの場を提供する制度。一定の条件のもとに税の減免措置がある。

#### じゅうくきかんこうえん 住区基幹公園

都市公園のうち、近隣住区を対象に整備する街区公園、近隣公園、地区公園をいう。主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供することを目的として配置される基幹的な公園。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

### じょうほうせんねつ 蒸発潜熱

地面の温度が高くなると地面に含まれていた水分が大気中に蒸発する。この時、水分は蒸発に必要な熱を地面から奪い大気に移動するため、結果的に熱が地面から大気に移ることになる。この熱を蒸発潜熱と呼び、大気の湿度が小さく風速が大きいほど潜熱は大きくなる。植物の蒸発散作用も蒸発潜熱の一つであり、水冷式の空調等から排出される水蒸気は「人工排熱（潜熱）」という。

### しょくせいせんい 植生遷移

裸地あるいは植物に覆われている土地に、時間の経過とともに種々の植物が侵入、繁茂し、次第に種の組成を変え、優占種の異なるさまざまな群落に移り変わっていく現象。

### せいさんりょくちちく 生産緑地地区

生産緑地法及び都市計画法に基づき市街化区域内に定められる都市計画の地域地区の一つ。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的として、公害または災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設に供する土地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えている認められる一定規模(500㎡)以上の土地の区域を対象とする。土地所有者は、農地等として管理する義務を負い、地区内での建築行為、開発行為については市町村長の許可を必要とする。指定を受けた農地は、固定資産税・都市計画税が、宅地よりも低い一般農地としての評価及び課税となり、相続税（贈与税）の納税猶予制度の適用を受けることができる。

### せいたいがい 生態系

森林・草原・河川・湖沼・海岸等のように自然景観によって区別することのできる、あるまとまった地域に生活する植物・動物・微生物等すべての生物群集と、その生活に關与する大気・水・土壌・光等無機的環境からなるひとつのシステム。

### せいぶつたようせい 生物多様性

生物生息空間または生態系における生物の種数及び個体数の多さ。また、生物が分化・分岐してさまざまに異なること。遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の三概念をもつ。

### そうき 雑木

用材にはならない木、良材にはならない木、雑多な木の意味。スギやヒノキなどの有用材に対比していわれる。「ぞうき」が一般的であるが、かつては「ざつぼく」とも呼ばれた。

### そうきばやし 雑木林

二次林の中でもスギ・ヒノキ林など用材林を除いた樹林。「武蔵野の雑木林」といわれるように、クヌギ、コナラ、エゴノキ等の薪炭林しんたんりんは雑木林の典型である。小平市では「雑山（ぞうやま）」と呼ぶこともある。

### そうごうこうえん 総合公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園のうち、主として都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。運動公園とともに都市基幹公園に区分される。

### そうぞくせい のうぜいゆうよせいど 相続税の納税猶予制度

農地等を相続した相続人が農業を継続する場合に、終身営農等の一定の要件のもとに、納税猶予期限までその納税が猶予される制度。納税猶予期限まで納税が猶予された相続税は原則として免除される。

## た 行

### たいないぼり 胎内堀

たぬきぼりとも言われる。明治3年(1870年)に8分水口を1箇所にする際、深く掘った用水路とすることが難しかったため、地上から複数の縦穴を掘り、その間を横に掘ったトンネルで結んだ地下を流れる用水路。玉川上水の分水口から胎内堀までの出口までの約900mある。現在でも当時の作業用に掘った縦穴が残る。新堀用水の上流部。

### たいりゅうけんねつ 対流顕熱

日射などにより地面や建物が暖められると高温の地表面から周囲の大気に熱が放出される。この熱を対流顕熱と呼び、両者の温度差が大きいほど、大気の風速が大きいほど放出する熱量は大きくなる。また、空調から排出される熱い空気や自動車の走行など、エネルギー消費にともない放出される熱を「人工排熱（顕熱）」という。

### たしぜんごがん 多自然護岸

河川や用水路の護岸を多様な生きものの生息の場として保全・創出し、あわせて地域景観を創出していくために、石や木竹等の自然材料を使った護岸。

#### たまがわじょうすい 玉川上水

江戸時代の承応3年(1654年)に江戸への給水を目的として作られた上水。多摩川中流の羽村取水口から四谷大木戸まで約43kmは素掘りの開渠であった。小平監視所までは水道原水導水路として現在も使われている。小平監視所から下流は、昭和61年(1986年)に東京都により清流復活事業が実施され、身近な水とみどりの空間として親しまれている。平成15年(2003年)に羽村市から渋谷区までの間が国史跡に指定された。

#### たまほくぶとしこういきぎょうせいけんぎょうぎかい 多摩北部都市広域行政圏協議会

昭和62年1月に地理的、歴史的、行政的につながるの深かった小平市、東村山市、田無市、保谷市、清瀬市、東久留米市の6市(現在は田無市と保谷市が合併し西東京市となったため5市)が共通する行政課題に連携協力して広域的に対処し、より質の高い住民サービスを提供することを目的に設置した協議会。

#### たまるくと 多摩六都

小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市を構成市とする多摩北部都市広域行政圏の愛称。田無市と保谷市が合併し西東京市が誕生したため、構成市は5市となったが、圏域の愛称として定着しているため変更していない。

#### ちいきせいこうえん 地域制公園

国または地方公共団体が優れた風景地の保護または利用のために、一定の地域を指定し、その地域内において風致もしくは景観の維持または公園利用者の障害となるような一定の行為を禁止または制限をしていく公園。主に自然公園をいう。土地の権原を取得しないところが営造物公園と異なる。

#### ちいきせいりょくち 地域制緑地

国または地方公共団体が風致の保護や環境の保全等のため、土地の所有のいかに関係なく指定する一定の地域。目的の達成のために一定の行為を禁止または制限するが、行政主体はその区域内の土地物件について、必ずしも土地の権原を有することを必要としない。土地所有者の受任限度内の制限を課す「風致地区」と、制限によって通常被る損失を補償することまでを含めた「特別緑地保全地区」が代表例である。

#### ちかすい かんよう 地下水の涵養

雨水や河川水などが地面から地下にしみこんで(地下浸透)、地下の滞水層に水が供給されること。

#### ちくけいかく 地区計画

ある一定のまとまりを持った地区を対象に、安全で快適な街並みの形成や、良好な環境の保全等を目的に、都市計画法に基づいて市町村が都市計画に定めるもの。土地利用、地区施設、建築物等についての規制の強化、緩和を定めることができる。一般型の地区計画のほか、沿道地区計画、防災街区整備地区計画、集落地区計画がある。

#### ちくこうえん 地区公園

都市公園法に基づき地方自治体が設置する公園で、主として徒歩圏内に居住する住民の利用に供することを目的とした公園。1箇所当たり面積4haを標準として、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用することができるように配置する。住区基幹公園の一区分。

#### ちさんちしょう 地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて農業者と消費者を結びつける取り組み。

#### てんねんりん 天然林

主として天然(自然)の力によって成立した森林のこと。天然林には、稚樹が不足する部分へ苗木を植栽するなど一部に人為を加えたもの(育成天然林)も含まれる。

#### とうきょうとけいかんじょうれい 東京都景観条例

東京の自然環境を活かし、歴史と文化を継承し、地域の個性と多様な魅力を発展させるために、景観づくりに関する必要な事項を定め、持って景観づくりを総合的かつ計画的に進め、美しくうるおいのある東京をつくることを目的とした条例。

#### とくべつりょくちほぜんちく 特別緑地保全地区

都市緑地法により都市計画区域内において、樹林地、草地、水辺地等の地区が単独もしくは周囲と一体となって、良好な自然環境を形成しているもので、以下に該当する緑地を定めたもの。

1. 無秩序な市街地化の防止や公害または災害の防止等のため必要となるもの。2. 伝統的または文化的意義を有するもの。3. 風致または景観が優れている地区や動植物の生息・生育地として適正に保全する必要がある、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの。この地区においては行為の制限が行われており、一定の行為をしようとする者は、あらかじめ都道府県及び政令指定都市の許可を受けることが必要となる。土地所有者には行為制限にともなう税の減免措置がある。

#### としきかんこうえん 都市基幹公園

都市公園のうち、都市を対象に整備する総合公園、運動公園をいう。主として都市住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために、都市を単位として配置される基幹的な公園。

### 都市計画区域

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場であり、人口や土地利用などの動向や都市の現状や発展の見通しなどからみて、一体の都市として総合的に整備や開発、保全する必要のある区域として、都道府県が指定するものである。

### 都市計画公園

都市計画法における都市施設のひとつとして都市計画決定された公園。その種別は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園に分類できる。環境保全、レクリエーション活動、防災等の面から、市民生活に欠くことのできないものとして、計画的に整備していく公園の区域として定められたもの。区域の一部またはすべてが、既に都市公園として供用されている場合もある。

### 都市計画公園・緑地の整備方針

東京都が区市町と合同で、平成 18 年(2006 年)3 月に策定した。未整備の都市計画公園・緑地について、公園・緑地の機能(レクリエーション・防災・環境保全・景観)や「水と緑のネットワーク形成」、「都市問題への対応」等の観点から検討・評価を行い、整備の重要性・効率性等から平成 27 年(2015 年)までに優先的に着手する予定の「重点公園・緑地」を選定し、その中で「優先整備区域」を設定している。

小平市関連では、都立小金井公園(広域公園)の武蔵野市・小金井市・西東京市にまたがる区域 67,700 m<sup>2</sup>を平成 27 年(2015 年)までに整備着手することが示されている。

### 都市公園

都市公園法に規定されており、都市計画施設もしくは都市計画区域内に国や都道府県、市町村が設置する、公園または緑地のこと。都市公園は潤いある都市環境の創出、活力ある長寿福祉社会の形成に役立つほか、災害時の避難地となるなど、安全でゆとりある都市生活を提供する。

### 都市公園の配置標準

都市公園法及び同法施行令に基づき示された、都市公園配置の標準的な考え方。標準的な市街地として近隣住区をモデルに、1 近隣住区(1km×1km)に街区公園 4 箇所、近隣公園 1 箇所、4 近隣住区(2km×2km)に地区公園 1 箇所を配置することを標準に、自然地の分布、土地利用、交通系統の現況及び計画を勘案して配置する。

### 都市公園法

都市公園法第一条にあるように、「都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的として、昭和 31 年(1956 年)に制定された法律。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められている。景観法の制定にあわせ、都市緑地法とともに平成 16 年(2004 年)に改正された。

### 都市緑地法

都市緑地法第一条にあるように、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること」を目的として、昭和 48 年(1973 年)に制定された都市緑地保全法が、景観法の制定にあわせ、平成 16 年(2004 年)の法改正により改称した法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(みどりの基本計画)、緑地保全地域、特別緑地保全地区、地区計画等緑地保全条例、管理協定、緑化地域、地区計画等緑化率条例、緑地協定、市民緑地、緑化施設整備計画、緑地管理機構といった、都市のみどりに関わる多くの事項が定められている。

---

## な 行

### 二次林

山火事や伐採の後に自然に成立した森林。薪炭林のように繰り返し伐採されている林も二次林に含まれる。一般に植林のような人為的に植栽した林は含めない。なお、人為のまったく及んでいない森林を原生林といい、原生林と二次林を合わせて天然林といっている。

---

## は 行

### バードサンクチュアリ

生きものの生活空間の保全と野鳥の保護を目的として、樹林や草地を柵で囲い、周囲には池などを作り、野鳥たちの生息環境に配慮した場所。



### ヒートアイランド現象

都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面等の増加）やエネルギー消費にともなう人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動等にもなう排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。ヒートアイランド現象を形成する要素には、地表面被覆が変化することによる反射や放射の変化、地表面と大気間の対流顕熱や蒸発潜熱の変化、人口が集中することによる人工排熱の増加やその排出の仕方、都市をとりまく海陸風等の気候条件など、多くの要素が絡み合っている。

### ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語（biotop）で、英語では biotope。直訳すれば「生物生息空間」となる。特定の生物群集が生息できるような生態学的に見ても良好な環境の空間。または、自然の生態系に接することができる場所として整備された空間。本来は生態学の学術用語であるが、行政や市民活動などの中で一般用語として用いられることが多く、公園や校庭などに作られた生物の生息・生育環境空間を指して言う場合が多い。この場合は、トンボ、メダカ、野鳥など小動物の生息環境や、郷土的な植物の生育環境を意識した空間づくりが行われている。

### 風致公園

自然的条件を十分活用した修景施設を中心に、主として風致を享受することを目的とする公園で、樹林地、水辺地等の自然条件に応じて適切に配置する。

### 風致地区

風致地区は、都市計画法により都市における樹林地、水辺地等の自然的要素を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地内の自然的景勝地、市街地周辺の丘陵地、景色のすぐれた水辺地、歴史的意義を有する地区、緑ゆたかな低密度住宅地等について定めたもの。風致地区においては、都道府県、政令指定都市で定める風致地区条例により、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為を規制している。小平市には、玉川上水風致地区、青梅街道風致地区、東京道風致地区、鈴木道風致地区の4地区がある。

### 壁面緑化

つる植物やツタ類などで建物の外壁を覆ったり、バルコニーにフラワーポットや花壇などを設置して外部から見える緑化空間を創出する方法。太陽熱の遮断と潜熱消費による建築物の冷暖房に要するエネルギー消費の低減、ヒートアイランド現象緩和などの効果がある。

### 萌芽更新

根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生えてくる若芽を何本か残して再び成木へと生長させるプロセスを繰り返す樹木の管理方式。雑木林を構成する樹種は、一般に樹齢が20年以上になると萌芽力や樹木の生長が劣り始めることから、常に生長のよい雑木林を維持するために15年から20年ごとに伐採し更新を行う。かつては広く行われていた。

### 保存樹木・保存樹林

主に市町村が条例・要綱等により援助規定を設けて樹木・樹林を指定したもの。「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（樹木保存法）」に基づき市町村長が指定するものもあるが、保存義務のみで援助規定が無いことから運用例は少ない。

## ま 行

### 緑確保の総合的な方針

東京都が平成21年度（2009年度）中の完成に向けて、区市町村と合同で作成している。計画的に東京の今ある緑を確保していくことを目的とした総合的な方針。平成22年（2010年）度から10年間を計画期間とし、既存の緑を守る方針と緑のまちづくり指針が示される予定。

### 緑の東京計画

東京都が平成12年（2000年）に、21世紀の東京を、環境と共生し、持続的な発展が可能な都市とするために、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示した計画。概ね50年後を見据えて、平成27年（2015年）までに取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向や推進策などが示されている。

### 緑のリサイクル

樹木の管理作業で生じた剪定枝葉や開発事業などで生じた伐採木等をチップや堆肥等に加工して再利用する仕組み。

### みどり債

平成14年（2002年）から地方自治体で発行が始まった、使い道を明らかにして公募する債券で「住民参加型市場公募地方債」の一種。地域住民を主な対象として発行される地方債（証券）であり、住民の行政への参加意識の高揚を図ること、地方自治体の資金調達手段の多様化を図ることなどを目的として発行される。すべての自治体に発行が認められており、平成20年（2008年）度末で102の自治体が発行している。みどり債は、このうち緑地保全などを目的として発行するものをいう。

## みどり ぼきん 緑の募金

緑の羽募金として、戦後の荒廃した国土から森林の回復を願って昭和25年(1950年)に始まった。平成7年(1995年)に緑の募金法が制定される。全国組織である国土緑化推進機構と各都道府県緑化推進委員会が、春期(2月~5月)と、秋期(9月~10月)に募金の呼びかけを行っている。集まった募金は、身近な地域や国内外の森づくり、緑化、人づくりに活かされている。

## みどり率

緑被率は水面を含まないが、みどりが持つ機能を発揮するうえで水が持つ役割も重要であるとの視点から、水面も含めた広い意味でのみどりに関する指標として東京都独自に定めたもの。また、緑被率では公園内の樹林地や草地などだけが算出されるが、みどり率では公園は建築物や舗装のある構造物被覆地を除いた全体をみどりとして捉えることに違いがある。

## みんせつこうえんせいど 民設公園制度

戸建開発等により細分化されることが多かった未整備の都市計画公園・緑地内のグラウンド等において、建築制限(都市計画法第53条)の緩和等のインセンティブを民間に付与し、民間活力により私有地を早期に公園的空間として整備し、公開する仕組み。東京都の認定を受けた民間事業者が土地の7割以上かつ1ha以上を公園的空間として整備・管理することを条件として、全体敷地の3割未満について建築制限を緩和している。

## や 行

### やしきりん 屋敷林

主として独立して存在する農家等の屋敷の周りを囲む樹林。防風、防火、防塵、防雪、防霧等の諸機能、自家用の燃料、堆肥の採取、場合によっては用材の供給などを目的として仕立てられる。屋敷森ともいわれる。小平市のような都市では、郷土的な風情を保った環境保全林としての役割が強い。

### ゆうちきょり 誘致距離

公共施設等の利用者が、その施設を利用するときに抵抗のない距離。都市公園に関しては都市公園法で街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmと全国一律に定められていたが、より柔軟に地域の状況に即して都市公園の整備が促進されることを目的に、平成15年に廃止されてはいるが、一定の指標として使用されている場合もある。

### ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザイン

都市空間などにおいて、あらゆる年齢や体格、能力を持つ人が利用しやすいようにするデザインの考え方。

## ようざいりん 用材林

建築材その他の用途に利用する木材の生産を目的として育てる森林のこと。大径木の生産以外に、伐期の短い小径木を柱材・杭丸太用として生産する場合もある。

## ら 行

### らんどまーく ランドマーク

地域の景観を特徴づける景観要素で、地域の目印のようなものをいう。山や住宅地内の独立木、建築等が地域のランドマークになることが多い。

### りどう 里道

河川法の適用を受けない水路とともに、道路法の適用を受けない里道は法定外公共物とされる。ほとんどの場合、地番がなく、法務局備え付けの地籍図(公図)には、里道は赤色、水路は青色の線で表示されており、農道や用水路等が該当する。里道は認定外道路として国有財産法上の公共財産として管理されていたが、平成13年(2001年)4月から順次市町村へ譲与されており、小平市においては、平成19年(2007年)3月に譲与作業が終了している。なお、現在では、小平市の里道のほとんどは、道路法による認定をされた市道となっている。

### りよくかききん 緑化基金

みどり豊かな都市環境を実現するために、市民・企業・行政の参加による花と緑のまちづくりを積極的に支援するために、募金や補助金等を積み立て、緑化事業・緑化活動への助成金の交付、都市緑化に関する普及啓発活動等を行い、緑化の推進等に役立てる基金。全国、都道府県、市町村をあわせて300以上の基金がある。

### りよくち 緑地

自然的環境を有するオープンスペース。公園、広場、運動場、墓園といった公共緑地と、公共用地、私有地の区域の中にあり緑地としての持続性を有していると認められる区域がある。具体的には、水面、水辺、山林、原野、農地、社寺境内地、学校、共同住宅緑地、工場緑地、企業厚生施設、遊園地、民間設置の公園、市民農園、林業試験場、農業試験場、給排水その他処理施設等の緑地が該当する。



#### りよくちかんりきこう 緑地管理機構

地方公共団体以外の公益法人や NPO 法人が、緑地の保全や緑化の推進に広く参加し、より一層のみどりのまちづくりを進めるために、都市緑地法に規定された制度。都道府県知事の指定を受ける。緑地の保全、緑地の買取り、緑地や緑化施設の設置や管理、情報収集と市民への提供、調査研究等多様な活動が可能であり、緑地管理機構が特別緑地保全地区の土地を買い入れる場合は、地方自治体がいれるのと同様に扱われるなど、税法上の優遇措置がある。東京都内では、(財)東京都公園協会、(財)せたがやトラスト協会が指定を受けており、練馬みどりの機構が認定取得を目指している。

#### りよくちきょうていせいど 緑地協定制度

都市緑地法第 45～54 条に基づき、良好な環境としていくために、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度。緑地協定には、第 45 条による全員協定(既成市街地で土地所有者等の全員の合意により協定を締結し、市町村長の認可を受けるもの)と、第 54 条による一人協定(開発事業者が分譲前に市町村長の認可を受けるもの)の 2 種類がある。

#### りよくちりつ 緑地率

都市や地域を対象とする場合と、建築物や工場等の敷地を対象とする場合がある。地域面積や敷地面積に対して、一定の持続性のある自然的な空間(緑地)として確保された区域の割合を指す。

#### りよくちほぜんちいき 緑地保全地域

東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、保全地域に指定された地域。自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の 5 種類がある。このうち緑地保全地域は、樹林地、水辺地等が単独で、または一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域が指定されている。

#### りよくひち 緑被地

樹林地、草地、農耕地、水辺地及び公園緑地等、植物の緑で覆われた土地、もしくは、緑で覆われていなくとも、自然的環境にある土地の総称。

#### りよくひりつ 緑被率

平面的な緑の量を把握する場合に用いる指標。地区の緑の環境条件を分析評価する際に多く用いられる。植物で覆われた土地の面積、樹木等の場合は樹冠投影面積を緑被面積とし、その面積が単位となる地区面積全体に占める割合をもって緑被率という。

#### れきしかんきょうほぜんちいき 歴史環境保全地域

東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林など、保全地域に指定された地域。自然環境保全地域、森林環境保全地域、里山保全地域、歴史環境保全地域、緑地保全地域の 5 種類がある。このうち歴史環境保全地域は、歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産とあわせてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域が指定されている。小平市では、玉川上水、野火止用水及び野火止用水に沿う樹林地が指定されている。

## わ 行

#### わーくしょっぷ ワークショップ

地域に関わる多様な立場の人々が参加し、コミュニティの諸課題をお互いに協力して解決し、さらに快適なものにしていくために、各種の共同作業を通じてまちづくりを進めていく手法。住民・行政・企業の間でのコミュニケーションを生み出す手法として優れ、新しいまちづくりに結びつくものとして活用されている。

#### 主な参考文献

小平市ホームページ (<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/>)

国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/>)

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/>)

東京都ホームページ (<http://www.metro.tokyo.jp/>)

EIC ネット (<http://www.eic.or.jp/>)

現代林業電子辞典 (<http://www.j-fic.com/workbench/glossary/>)

造園用語辞典 (東京農業大学造園学科, 1985, 彰国社)

江東区みどりの基本計画 (江東区, 2007)

鎌倉市緑の基本計画 (鎌倉市, 2006)

新・各務原市緑の基本計画 (各務原市, 2001)



よくわかる

## 小平市みどりの基本計画 2010

やさしく歩ける水と緑の美しいまち

### みどりの基本計画ってなんだろう？

みどりの基本計画は、小平市が、多くの市民のみなさんの意見を聞きながら、都市緑地法という法律に基づいてつくった計画です。

この計画は、樹木や草花などの植物を育てるだけでなく、みなさんの身近にある公園や雑木林<sup>ぞうきばやし</sup>、畑や果樹園、庭や窓辺、学校や児童館、用水路や道路などのみどりの空間を、守り、育て、豊かにしていく、みどりのまちづくりの計画です。

小平の歴史や文化、市民の活動など、小平の特徴<sup>とくちょう</sup>を活かしなが、みどりのまちづくりを進めていくことが目標<sup>もくひょう</sup>です。たとえば、庭や窓辺にみどりを増やすこと、武蔵野の雑木林<sup>ぞうきばやし</sup>などを守ること、ふるさとらしい公園をつくること、まちなみを美しくすることなどがあります。

この計画には、これから10年間に、何をしていくのか、ということが書いてあります。市役所の人ができること、市民のみなさんがすること、それぞれ役割がありますが、小平のみんなが協力しあって進めていくことが大切になります。

小学生や中学生のみなさんができることもあります。樹木や草花がたくさんあって、小平に住んでいて良かったと思えるような、みどりがあふれるすばらしい小平のまちをみんなで作っていきましょう。

## みどりの役割

みどりは、とても多くの役割をもっています。この計画では、みどりの役割のうち、次の4つを大切にして、計画づくりを進めました。

### みどりの役割

#### 環境とみどり

- ・人びとや生きものが暮らす環境をよくします。

#### レクリエーションとみどり

- ・遊んだり、スポーツをしたり、環境学習の場になります。

#### 防災とみどり

- ・大地震や火災などの時の避難地になったり、被害を防ぎます。

#### 景観とみどり

- ・彩り豊かな四季を演出して、まちを美しくし、気持ちよくします。

## 今の小平のみどり

多くの市民のみなさんが知っている“小平グリーンロード”は、ほかの市にはない、小平の大きな特徴です。ほかにも、いろいろなみどりがありますが、今の小平のみどりには次のような特徴と問題があります。

### 小平のみどりの特徴

#### しっかりとしたみどりの骨組みがあります

- ・“小平グリーンロード”が、小平市をほぼ一周しており、とてもしっかりとした、みどりの骨組みになっています。
- ・ここから、みどりの帯をつなげていく必要があります。

#### 雑木林や畑など「ふるさと」といえるみどりがあります

- ・江戸時代から使われていた雑木林や畑、用水路などがあります。
- ・この武蔵野らしさが残っているみどりを将来へ伝える方法を考える必要があります。

#### 住宅地のみどりは思ったよりも少ないところがあります

- ・家の近くなどを歩いてみると、みどりを見かけないところもあります。
- ・見えるみどりを、もっと増やしていく必要があります。

#### みどりの質が変わり始めています

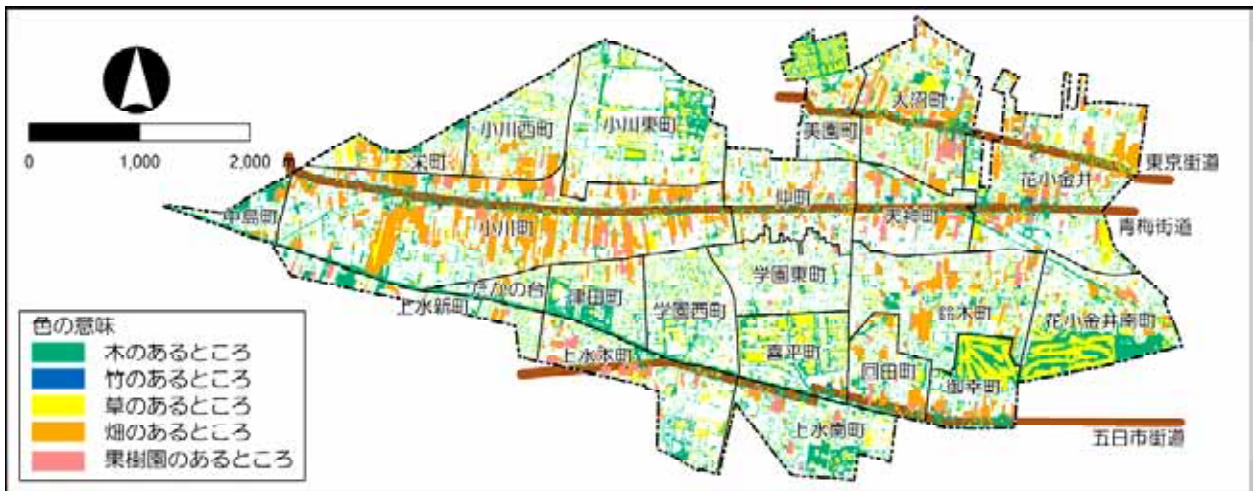
- ・昔は雑木林から薪を取るなど、家の庭のように手入れをしていました。
- ・今は、管理をする人が少なくなってしまう、林がなくなりつつあります。

#### 市民の参加と協力により支えられています

- ・小平市のみどりは大切なものだと、みんな思っています。
- ・子どもから大人まで、多くの市民が協力して、将来へ伝えていくことが重要です。

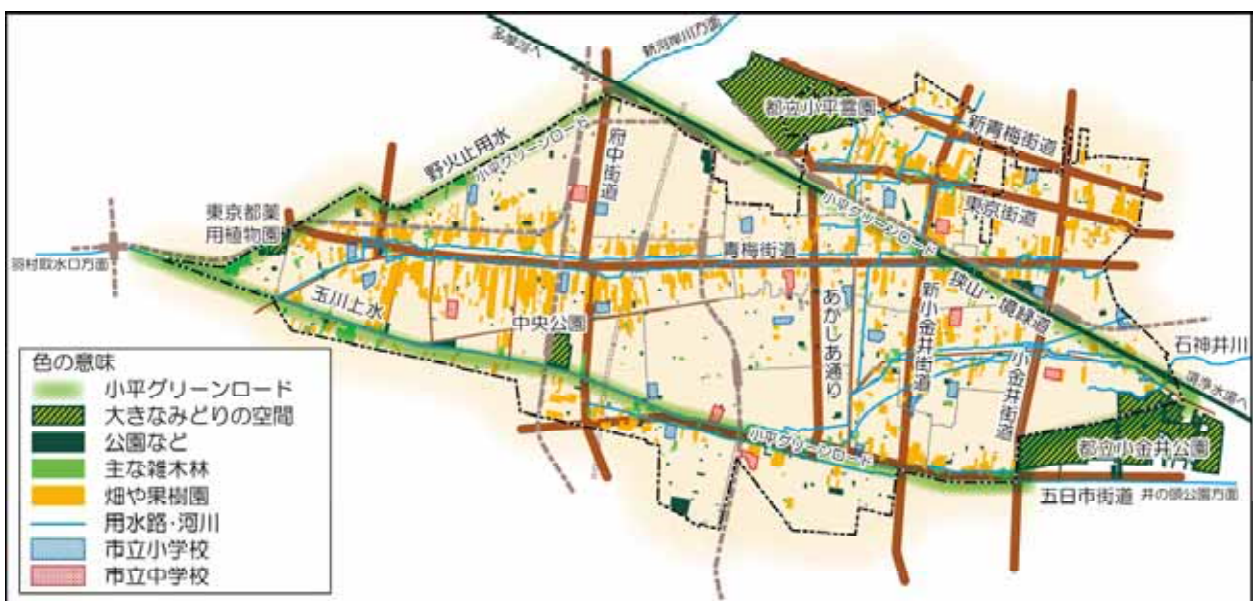


下の図は、空から見て、植物におおわれている場所に色を付けたものです。  
 緑色は、木のあるところで、面積が最も多いのですが、小さい固まりが多いため、あまり目立ちません。オレンジ色とピンク色は、畑などの農地です。  
 青梅街道沿いに、長方形の細長い農地が多くありますが、これは、江戸時代から300年以上にわたって畑として使われてきたところです。



地面が植物におおわれている場所

下の図は、みどりのまちづくりを進めるときに大切な場所を示しています。  
 小学校と中学校も示してありますので、上の図と見比べながら、学校の周りや、家の周りがどうなっているのか、調べてみてください。



みどりのまちづくりで大切な場所

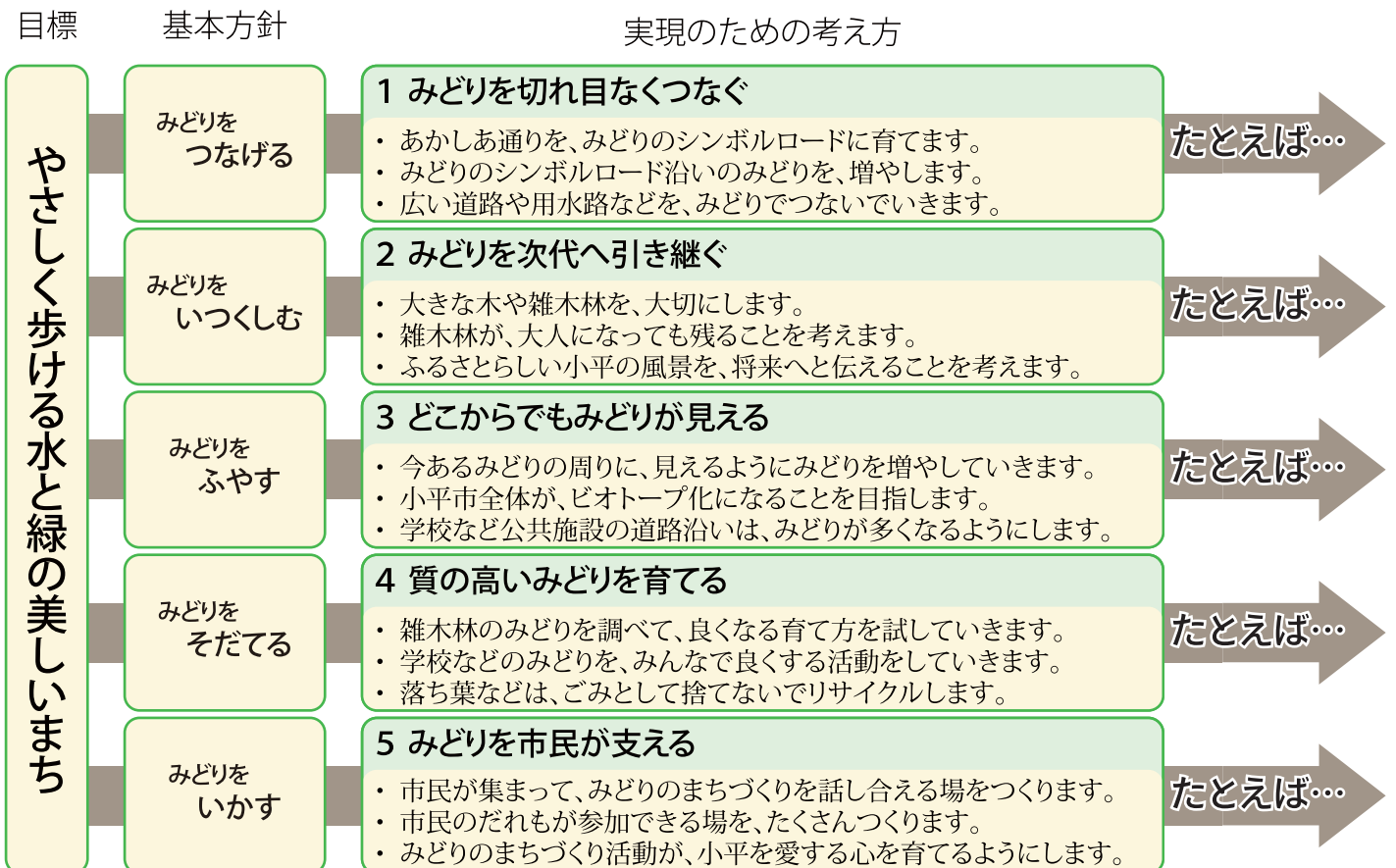
水と緑のまちづくりの目標

やさしく歩ける水と緑の美しいまち

この目標は、水と緑に恵まれた小平市の将来の姿となるものです。

「やさしく歩ける」には、子ども、大人、高齢の人、障がいのある人、そして、小平に住んでいる人、ほかのまちから訪ねてくる人、あらゆる人が、公園や用水路、家の周りなどを、花や緑とふれあいながら気持ちよく歩ける、という意味を込めています。そのようなまちでは、人びとはやさしい気持ちにあふれ、やさしさをもって人と人とがふれあい、やさしさをもって生きものも大切にするでしょう。

下の図は、この目標の実現に向けた5つの方針と考え方をまとめたものです。この考え方にそって、みどりのまちづくりを進めていきます。



## 重点的に進めていくこと

小平市では、みどりのまちづくりのために、100 ぐらいの取り組みを行っていきます。

その中から、これからの 10 年間に、重点的に進めていく、25 の取り組みを決めました。これらを実現するには、みなさんと一緒に<sup>いっしょ</sup>考えて、行動することが大切になります。

みなさんと関係が深い取り組みを、いくつか<sup>しょうがい</sup>紹介しましょう。



あかしあ通り



学校の花壇<sup>かだん</sup>

### 重点的に進めていくことの例

#### あかしあ通りをみどり豊かにする

あかしあ通りに植えてある木が、皆さんが大人になったときに、大きくのびのびと育った姿が実現するように、木の種類や、植える場所などを、多くの人と話し合っ、少しずつ良くしていきます。道路沿いの家や会社の人たちにも協力してもらいながら、フェンスや庭なども、植物で美しく飾るようにしていきます。

#### 雑木林を守る

大人になっても雑木林が今のようにあるために、切ってはいけない場所を決めることや、入ってよい場所を決めることや、いつもきれいな姿であるように、みんなで掃除をすることなど、多くの人たちで林を守る活動を始めていきます。

#### みどりにあふれた学校をつくる

学校の周りのフェンス沿いに、みんなで花だんをつくったり、学校のあまり使っていないところで、野菜、くだものを育てたりすることや、学校の校庭や近くの広い場所で森づくりを体験したりしていきます。それぞれの学校で、できるところから始めていきます。

#### みどりを調べてみる

小平市には、どんな植物があって、どんな鳥や虫がいるのか、まだまだわからないことがたくさんあります。小平にとって大切な生きもの、外国から来て問題になっている生きものなど、どのような生きものがあるのか調べます。

#### 相談できるようにする

これから活動を始めると、わからないことや知らないことが、たくさん出てくると思います。これは、大人も同じです。みどりのことなら、だれでも、いつでも、すぐに相談できるような仕組みをつくりま。



## 小平の<sup>しょうらい</sup>みどりの将来の姿

しっかりしたみどりの骨組みの“小平グリーンロード”を大切にしながら、たくさんある用水路と、市内をたてよこにとおる道路のみどりをつないで、みどりの空間が連続するようにしていきます。このほか、公園をつくりなおしたり、昔ながらの雑木林や畑を守ったり、大切にしたりしていきます。

小平の<sup>しょうらい</sup>みどりの将来の姿を共有して、みなさんが思っていることを大切にしながら、やさしく歩ける水と緑の美しいまちづくりを進めていきましょう。












小川用水（あじさいの小径）

この図の、くわしい内容を知りたい人は、小学校、中学校、市役所や図書館などに置いてある本か、小平市のホームページにある“小平市みどりの基本計画 2010” を見てください。



※ 学校名は略称で表記しています。  
 ——— 小平グリーンロード

### みどりのゾーン

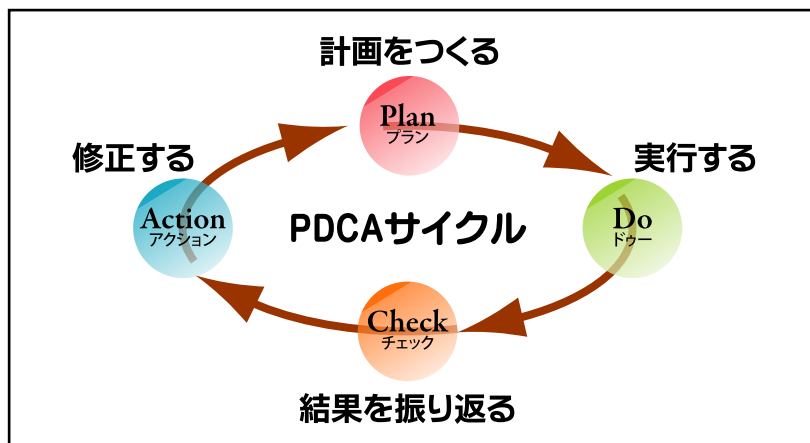
- |   |                        |  |                   |
|---|------------------------|--|-------------------|
|  | ふるさとらしさを大切にする場所        |  | 雑木林を大切にする場所       |
|  | 特にふるさとらしさを大切にする場所      |  | 家の周りで花と緑を増やしていく場所 |
|  | 畑や林を大切にしながらまちづくりを進める場所 |  |                   |

## 計画の進め方

計画をつくっても、思い通りには進まないこともあります。そんな時には、どこに問題があったのかを考えて、思ったとおりに進むように、計画を修正する必要があります。

そのためには、きちんと計画どおりに進んでいるかを点検しなければいけません。つまり、実行した結果を振り返って評価をして、より良くするために計画を修正したりすることです。これを繰り返しながら、計画を進めていきます。

これは、「PDCA サイクル」と呼ばれていて、会社の仕事でも、どうしてもっと良くなるのか考えながら進めます。みなさんも、勉強や練習が計画したとおりに進まないときに、どこに問題があるのかを考えて、良くなるように直しますね。それと同じことで、目標を実現するには、とても大切なこととなります。



くわしい内容を知りたい人は、小平市のホームページにある“小平市みどりの基本計画 2010”を見てください。本は、小学校、中学校、市役所、図書館などに置いてあります。

“小平市みどりの基本計画 2010”を読んでもわからないことや、先生に聞いてもわからないことがあったら、手紙、電話、電子メールなどで、市役所の人に聞いてください。自分の考えをまとめるためにも、手紙が良いと思います。お手紙が来るのを楽しみに待っています。

れんらくさき  
連絡先

つかったところ 小 平 市 都 市 建 設 部 水 と 緑 と 公 園 課  
住 所 〒187-8701  
電 話 番 号 東 京 都 小 平 市 小 川 町 二 丁 目 1333 番 地  
電 子 メ ー ル (042) 346-9830  
koen@city.kodaira.lg.jp

平成 22 年 (2010 年) 3 月 31 日

## 小平市みどりの基本計画 2010

平成 22 年 ( 2010 年 ) 3 月 発行

編集・発行 小平市都市建設部水と緑と公園課  
住 所 〒187-8701  
東京都小平市小川町二丁目 1333 番地  
電 話 番 号 ( 042 ) 346-9830  
電子メール koen@city.kodaira.lg.jp

¥600



この印刷物は再生紙を使用しています。  
この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。